



RA' -0146

0109

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

0209

- 一 目 次
 二、商工省連絡週報摘錄(一)
 三、大藏省涉外事務局情報(一)
 四、鉄道涉外事務局情報(一)

一以上

0210

- 一、經濟安定本部涉外事務週報(七月十四日及
 二十一日分)摘錄
- (一)米國の対日援助額
 本件に關する細目及び貿付計画の詳細は未だ明かでないが、
 十三日E.S.S.外國貿易部一担当官の内話によれば左の金額が見
 込まれる由である。
 (E.S.S.) 基金 / 一億五千万弗 - 一十五ヵ月
 (G.A.R.D.) 三億九千二百万弗 - 一ヵ月のみ
 (B.R.O.A.) 一億弗 - 一ヵ月のみ
- (二)炭鉱調査團
 炭鉱調査團は既報の通り現地常駐制になることとなつたが、
 七月十三日正式にG.H.Q.より八車に事務引継が行われた。
 (三)シヤム米の輸入について
 シヤム米の輸入についてE.S.S.償裕配給部担当官は近くシヤ
 ムより通商代表の到着を待ち、先づシヤム側どの話を固めた後シ
 ャムにて國際緊急食糧當委員会(以下略)に正式に割当を要求す
 るが最近の情勢によれば相当の割当が得られる見込で云々
- (四)自家用乗用車の制限
 目下準備中の自動車運行規則につき、OTS及びESS
 イトラスト部係官よりの示唆に基づきOTS及びESSアンダ
 リーを禁止する條項を設けることとなつた。自家用乗用車の遊樂的使
 用を禁止する條項を設けることとなつた。

0110

RA' -0146

— 3 —

(一) 昭和二十三年八月二日附一地合第4827号往信
（二）連絡調整中央委員会第二十二回幹事會議事要旨（昭和二十三年三月三十日附一地合第四八七號往信）第五頁

P本國の立法の際具体的を一條件であつて、もしこの條件に基く経済安定ができぬ場合には、米國の資金資材は差止められる性質のものである。従つて援助諸國との條約には本條項が掲げられて居るが、日本は占領國であるためSCPが米本國に對して監督の責を負ひ、従つて日本政府に本内容を指示したものである以上である。

一商工省連絡会議
一至七月廿四日
安定十原の性格について。
月二十一日マトカツト局長、商工大臣会談の席上 E.S.S.
ノ氏は要旨の詮詣語つた。

0212

又かゝる法的措置とは別に乗用車に対する石油製品割当要綱に基く取締の強化、割当自体の大叩削減をなし。その代り官憲の巡視船バスを新設すること、一般用バスの増発、時間的制限等を近く実施することとなり、G.T.後の了解を取付けた。

（四）重要物資在庫調査

七月二十二日の経済安定本部総司令部定例会談において本件に關する地方安定局よりの報告振りを紹介したところ、コ一へ案シニ氏は總司令部においても輸入計画作成中であるが、右計画立上日本にある在庫状況を知る必要があるので月末ころまでにまとまつた報告を提出されたい旨述べ、報告の内容に付てはこれまでに止確なことを確かめるとともに地方の官公吏が協力するよう留意されたいとのことであつた。

なおそひ後先方より覚書を以て三月三十一日現在の完全な調査報告を七月二十九日までに提出するよう要請して來た。

（五）原油輸入計画

S.S.工業部需給課係官は石油輸入の経費を節減し、他の必要な物資購入の資に充てるなどを考え、本件に幽し十九日経本生産局係官と懇談したが、現存精油工場の精油能力、國產量、年間消費量等諸般の事情を考慮の結果、差当り年間六十万トンの原油輸入を妥当と認めるとの決論に達したので本件はE.S.S.側係官のC. G. L. 4にてトロリューム、アドヴァアイザリー、グループと折衝の手続をとることになつた。

0211

RA' -0146

211

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

- 5 -

鉄道涉外事務局情報（一九二七年七月二十七日）摘要
T M R S 一 第三鉄道輸送司令部一 司令官から各地区司令官及び英軍輸送統制部あてに今般次の電報指令が発せられた。爾後何等かの通知があるまでは労働争議によつて連合軍の貨物旅客列車並びに客貨車の輸送が十分間以上遅延せしめられた場合、各地区司令官及び B C O F はこれを当司令部業務局長あて報告は出来る限り迅速な方法を以つてし左記を記入すること。
列車番号 日本側列車による場合は車りよう番号、遅延時間
を本件連合軍貨物中には P D による連合軍關係貨物を含む旨追加指令があつた。

0214

(一) 爲替レートの件
為替換算率二七〇円はワシントン方面で定めたものである。
ヤンクレボートが商業レートを三〇〇円乃至三八〇円で決定する
ことを勧告しているといふ説があるが根拠はない。マカッ
ト局長は商業レートは現在は時機ではないが秋ごろにはまたレ
バーネーするを要するだらうとの意見である。

(二) 奉給分割拂の件
七月二日 E.S.S.係官より官吏の奉給を毎月十日、二十五日を
中心に月二回に分割支給することは原則的に異存なき旨回答が
あつた。

(三) 地方税として酒消費税等創設の件
地方税として酒消費税一五%を創設し住民税を一人当たり
○○○円より九〇〇円に減することとした旨國会の要望に
より総司令部 G.S. 及び F.I. に説明の上了承を得た。

02-13